


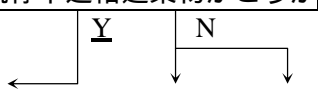
建築構造設計指針 2010 正誤表(1)

章	ページ	行、表、図	誤	正
第1章	P.1	9行目	高さ 60m <u>未満</u>	高さ 60m <u>以下</u>
第2章	P.35	表 2-3-2	SD295A,B の長期圧縮と引張 <u>195</u>	<u>196</u>
			溶接金網の引張とせん断 <u>195</u>	<u>196</u>
	P.38	表 2-3-6 上から 15~16 行目	支圧 (1) <u>522</u> 支圧 (2) <u>344</u> 支圧 (3) <u>250</u> <u>484</u> <u>318</u> <u>231</u>	支圧 (1) <u>617</u> 支圧 (2) <u>406</u> 支圧 (3) <u>295</u> <u>560</u> <u>368</u> <u>268</u>
	P.48	12 行目	$500 \times 6 + 300 \times 0 = \underline{2900}$	$500 \times 6 + 300 \times 0 = \underline{3000}$
	P.48	上から 19 行目	「建築物荷重指針・同解説」	「建築物荷重指針・同解説 <u>1975 年版</u> 」
	P.51	最終行	= <u>0.005</u>	= <u>0.0005</u>
第3章	P.85	上から 11 行目	木質ラーメン構法	木質ラーメン構法 (<u>集成材</u>)
	P.85	12 行目	<u>4 種</u> に分けられる	<u>5 種</u> に分けられる
	P.97	図 3-2-1	<p>(a) 布基礎の場合</p> <p>(b) べた基礎の場合</p>	別図-1 参照
	P.99	上から 5 行目	スパン l の <u>1/12 以下</u>	スパン l の <u>1/12 超</u>
	P.101	下から 15 行目	必要壁量は表 3-2-2 に示す地震力に対する必要量および表 3-2-3 に示す・・・	必要壁量は表 3-2-4 に示す地震力に対する必要量および表 3-2-5 に示す
		下から 13 行目	軸組の長さに表 3-2-4、表 3-2-5、表 3-2-6 および表 3-2-7 の・・・	軸組の長さに表 3-2-6、表 3-2-7、表 3-2-8 および表 3-2-9 の・・・
	P.105	下から 4 行目	計算例を表 3-2-10 に	計算例を表 3-2-12 に
		下から 3 行目	係数 (表 3-2-4 他)	係数 (表 3-2-6 他)
最終行		係数 (表 3-2-2)	係数 (表 3-2-4)	
P.106	上から 2 行目	係数 (表 3-2-3)	係数 (表 3-2-5)	
	表 3-2-12 下から 10 行目	$59.34\text{m}^2 \times \underline{21\text{cm}}$	$59.34\text{m}^2 \times \underline{21\text{cm}/\text{m}^2}$	
	表 3-2-12 下から 6 行目	$17.48\text{m}^2 \times \underline{50\text{cm}}$	$17.48\text{m}^2 \times \underline{50\text{cm}/\text{m}^2}$	

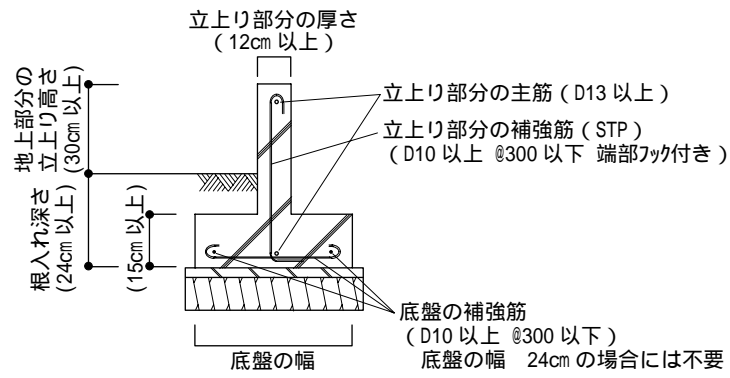
建築構造設計指針 2010 正誤表(2)

章	ページ	行、表、図	誤	正
第 3 章	P.107	上から 9 行目	$92.54\text{m}^2 \times \underline{33\text{cm}}$	$92.54\text{m}^2 \times \underline{33\text{cm}/\text{m}^2}$
		上から 15 行目	$26.6\text{m}^2 \times \underline{50\text{cm}}$	$26.6\text{m}^2 \times \underline{50\text{cm}/\text{m}^2}$
		下から 2 行目	検討例を <u>表 3-2-11</u> に	検討例を <u>表 3-2-13</u> に
	P.108	上から 1 行目	係数 (<u>表 3-2-4</u> 他)	係数 (<u>表 3-2-6</u> 他)
		上から 7 行目	係数 (<u>表 3-2-2</u>)	係数 (<u>表 3-2-4</u>)
		注意 の 2 行目	<u>表 3-2-9</u> に従い	<u>表 3-2-11</u> に従い
		下から 3 行目	<u>表 3-2-2</u> における	<u>表 3-2-4</u> における
		下から 2 行目	<u>表 2</u> における	<u>表 3-2-4</u> における
	P.113	下から 16 行目	<u>表 3-2-12</u> に規定	<u>表 3-2-14</u> に規定
		下から 14 行目	<u>表 3-2-12</u> の別記	<u>表 3-2-14</u> の別記
		下から 6 行目	<u>表 3-2-12</u> の規定	<u>表 3-2-14</u> の規定
		下から 4 行目	<u>表 3-2-12</u> の別記の	<u>表 3-2-14</u> の別記の
	P.118	上から 3 行目	「2008 年版 木造軸組 <u>構法</u> 住宅の許容応力度設計」	「2008 年版 木造軸組 <u>工法</u> 住宅の許容応力度設計」
P.119	下から 3 行目	「木造軸組 <u>工法</u> 建築物の許容応力設計指針」	「木造軸組 <u>工法</u> 住宅の許容応力度設計」	
第 4 章	P.125	図 4-2-1 の右図	<u>3 階建</u> の 2 階	<u>2 階建</u> の 2 階
	P.126	表 4-3-1 最右欄	(2) 小 <u>梁</u> 帳壁	(2) 小 <u>壁</u> 帳壁
第 5 章	P.167	下から 12 行目	${}_1A_5 = \underline{0.75} \cdot S \cdot \ell_e$	${}_1A_5 = \underline{0.7} \cdot S \cdot \ell_e$
第 6 章	P.170	最下行	$\frac{\ell_b^2 \cdot h}{A_f}$ (2 箇所)	$\frac{\ell_b \cdot h}{A_f}$
	P.189	8 行目	<u>1999 年版</u>	<u>1999 年版もしくは 2010 年版</u>
	P.202	6-2-10 式	$Q_2 = (Q_w + \underline{A_c})$	$Q_2 = (Q_w + \underline{Q_c})$
	P.202	6-2-11 式	${}_3 = 1 - \frac{\ell_0}{\ell}$	${}_3 = 1 - \frac{h_0}{h}$
	P.215	下から 14 行目	柱・梁および壁のせん断設計を前述の <u>6-2-32 式</u> による	柱・梁および壁のせん断設計を前述の <u>6-2-30 式</u> による
第 7 章	P.248	表 7-2-1	<u>最上階</u>	<u>地上階</u>
		最下行	必要壁量 \times イ \times ロ \times ハ <u>—(必要壁量 - 5)</u>	必要壁量 \times イ \times ロ \times ハ <u>—(必要壁量 - 5)</u>
	P.249	図 7-2-2		

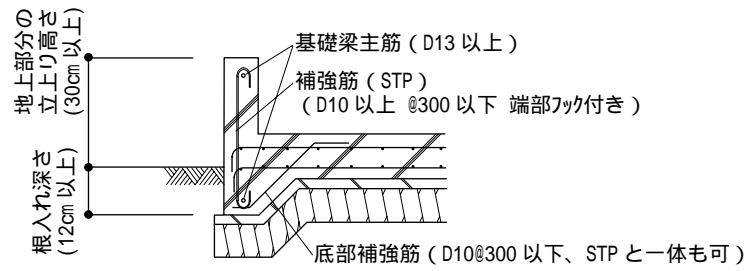
建築構造設計指針 2010 正誤表(3)

章	ページ	行、表、図	誤	正
第 10 章	P.315	21 行目	<u>大地時</u>	<u>大地震時</u>
	P.326	10-3-1 上から 2 行目	既 <u>成</u> コンクリート杭	既 <u>製</u> コンクリート杭
	P.332	5 行目	<u>D_s</u> = 0.3 以上	<u>C₀</u> = 0.3 以上
第 11 章	P.354	下から 12 行目	その他の <u>振動</u> 及び	その他の <u>震動</u> 及び
第 12 章	P.404	3)外壁、軒裏の構造 2 項目目	<u>層間</u> 変形角	<u>層間</u> 変形角
	P.407	内容欄の上から 12 行目	その構造と <u>規模</u> による制限	その構造と <u>高さ等</u> による制限
		対応条文欄の 12 行目	令第 3 章第 4 節	令第 3 章第 4 節 <u>令第 3 章第 4 節の 2</u>
	P.484	図 12-1-10	記入例が無い	別図-3 参照
		図 12-1-10 タイトル	「構造設計標準仕様」(指針付録 15)における書き方の例	「構造設計特記仕様」(指針資料 10)における書き方の例
	P.497	最終行	(6)隅部の補強構造、タイプ、底盤高さ等が異なる場合、又は擁壁の延長 20m 以内ごとに、 <u>堅壁から底盤まで完全に分離するよう伸縮目地を設けること。</u>	(6)隅部の補強擁壁が屈曲する部分の隅角が <u>120° 未満の場合は、その隅角を挟む二等辺三角形の部分をコンクリートで補強すること。</u>
	P.500	3 主要緒元「背面土の内部摩擦角 ()」右欄	<u>砂湿度</u>	<u>砂質土</u>
	P.521	表 平 13 国交告第 1113 号 第 3、第 4	4 ヶ所 <u>裁荷</u>	<u>載荷</u>
	P.645	19 行目	解説図 12-5-2	削除
	P.646	3 行目	次のような回答がある。	次のような回答がある。 ただし、この回答の柱の軸変形とは、柱の軸方向力による <u>塑性化も考慮した軸変形とする必要がある。</u>
P.647	余白	-	解説図 12-5-2 を追加 (別図-2 参照)	
P.663	図 7-1 上段の網かけ範囲内	<u>既存不適格建築物かどうか</u> 	<u>既存不適格建築物かどうか</u> 	
資料 10	P.781	6. 鉄骨工事 (6)防錆塗装 上から 4 行目	<u>素地調査</u>	<u>素地調整</u>

別図-1



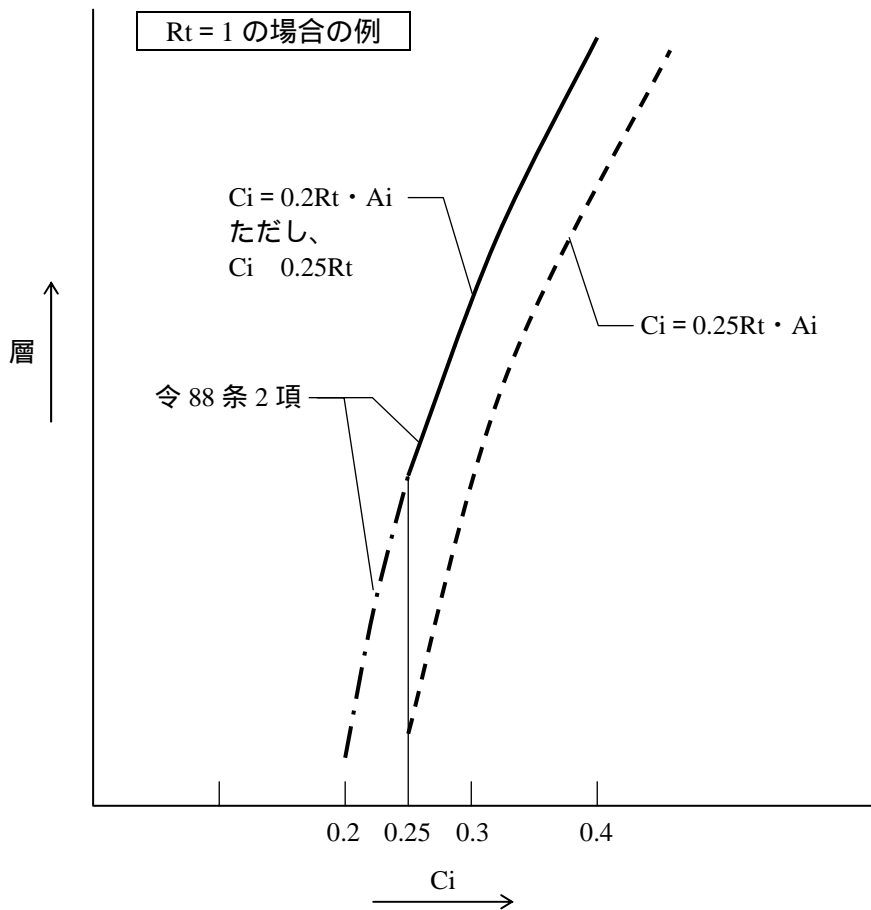
(a) 布基礎の場合



(b) べた基礎の場合

別図-2

解説図 12-5-2



6. 鉄骨工事（施工方法等計画書）

(1) 鉄骨工事は指示のない限り下記による

日本建築学会「JASS6」「鉄骨精度検査基準」「鉄骨工事技術指針」
 社）日本鋼構造協会「建築鉄骨工事施工指針」
 鉄骨製作管理技術者登録機構「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」

(2) 工事監理者の承認を必要とするもの

製作工場 製作要領書 工作図 施工計画書
 認定または登録工場（大臣認定 SHM(R)J グレード 又は 都登録 T1 (T2) T3 ランク）
 材料規格証明書、または試験成績書
 鋼材 高力ボルト 特殊ボルト 頭付スタッド
 社）日本鋼構造協会「建築構造用鋼材の品質証明ガイドライン」の規格証明方法、またはミルシート。
 社内検査表

(3) 工事監理者が行う検査項目

（印以外の項目の検査結果については、工事監理者に報告すること）
 現寸検査 組立・開先検査 製品検査 建方検査

(4) 接合部の溶接は下記によること

平成12年建設省告示第1464号第二号、イ、ロ
 鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱要綱
 日本建築学会「溶接工作規準、同解説」、
 日本建築学会「鉄骨工事技術指針 工事現場施工編」

(5) 接合部の検査

溶接部の検査（検査結果は後日工事監理者に報告すること）

検査箇所	検査方法	検査率又は検査数			備考	
		工場自主検査	第三者受入検査	工事監理者		
完全溶込み溶接部 （突合せ溶接）	外観検査（ ）	100% 個	30% 個	% 個	平成12年建設省告示第1464号第二号による（目視及び計測） （注）東京都の要綱に基づき必要となる建築物の場合に実施する	
	超音波探傷検査	100% 個	30% 個	% 個		
	内質検査 （注）	硬さ試験	% 個	% 個		% 個
		示温塗料塗布	% 個	% 個		% 個
マクロ試験・その他	個	個	個			
	外観検査（ ）	100% 個	% 個	% 個		
第三者検査機関名 未定（工事監理者が指定する）		（都知事登録 号）				
第三者検査機関とは、建築主、工事監理者又は工事施工者が、受入れ検査を代行させるために自ら契約した検査会社をいう。						

注1) 現場溶接部については原則として第三者検査機関による全数検査とし、外観検査、超音波探傷検査を100%行うこと
 注2) 知事が定めた重大な不具合が発生した場合は、是正前に対応策を建築主事等に報告すること

高力ボルトの検査（検査結果は後日工事監理者に報告すること）
 軸力導入試験 要 否 高力ボルトすべり係数試験 要 否
 一次締め後にマーキングを行い、二次締め後そのずれを見て、共回り等の異常が無いことを確認する。
 トルシヤ形高力ボルトは二次締め後、ピンテールが破断していることを確認する。

(6) 防錆塗装

防錆塗装の範囲は、高力ボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆される以外の部分とする。
 錆止めのペイントは、JIS K 5621、 JIS K 5625、 を使用して、
 4つ星2回塗りを標準とするが、実状に応じて決定すること。
 現場における高力ボルト接合部及び接合部の素地調整は入念に行い、塗装は工場塗装と同じ錆止めペイントを使用し、2回塗りとする。

(7) 耐火被覆の材料